

健康関連取引適正事業団取引適正マーク

当事業団では、自主行動基準を定め、その基準に適した流通形態である販売会社に取り適正マークの使用を認めており、このマークを使用している会員は消費者の立場に立って、消費者トラブルの未然防止を行っております。

取引適正マーク



販売員身分証明書とは

販売員身分証明書は、特定商取引法第3条（氏名等の明示義務）の補足又は、代用として、消費者に接する場合は、販売員身分証明書（ネックストラップ仕様）を身に付けて、消費者に掲示（提示）することを会員に義務付けております。

また、会員・社員の身分向上を目的として、非会員（員外事業者）との区分けを明確にしております。尚、販売員身分証明書は、健康関連取引適正事業団が責任を以って、管理・発行しております。

販売員身分証明書	
販売目的〈 〉	
氏名	
生年月日	年 月 日生
登録番号	
会員	
交付年月日	平成 年 月 日
有効期限	平成 年 月 日

健康関連取引適正事業団

[表面]

原寸=62mm×88mm

表記の販売員は、当事業団の 会員の販売員である事を証明する。	
健康関連取引適正事業団	
〒461-0022 名古屋市中区東大曾根町21-3 052-910-7211 URL: http://www.aiweb.or.jp/kttj	
注意事項	1. この証は、いつも携帯し、お客様へ必ず提示して下さい。 2. 関係法令を厳守の上、事業団の趣旨に沿って、誠実に行動して下さい。 3. この証は、他人に貸し出し、又は譲渡しないで下さい。 4. この証を紛失したときは、直ちに事業団に届け出て下さい。 5. この証は、新たな証の交付を受けたとき、退職・転職等によって資格を失ったとき、又は有効期限を経過したときは無効であり、直ちに事業団に返して下さい。

[裏面]

消費者（お客様）満足度の向上推進及び、消費者トラブルの未然防止

当事業団の会員（販売会社）は関係法令並びに、自主行動基準を遵守し、下記の事項を厳守致します。

1. 勧誘時においては、社名、氏名並びに、販売目的（商品又は、役務の種類）を消費者にしっかりとお伝えします。
2. 消費者が望まない勧誘（お勧め）は行いません。
3. 消費者に無理な過量販売を行いません。
4. お支払が困難な消費者へ商品（又は、役務）の販売（契約）を行いません。
5. 高齢者契約についての消費者トラブルの未然防止を行います。
6. 消費者に交付又は、明示する全ての法定書面及び、広告物については、違法書面、違法広告を是正します。
7. 特定商取引法、都道府県市区町の消費生活条例、薬事法、景品表示法、医師法、食品衛生法、JAS法、健康増進法などの食品関連法並びに、関係法令を遵守致します。

主な健康関連商品及び、環境関連商品（役務）

当事業団の会員（販売会社）は、下記の商品を取り扱っております。

1. 健康関連商品
健康食品（栄養補助食品）、健康器具、浄水器、家庭用医療機器、寝装寝具、家庭用電気器具、化粧品、日用雑貨品、食品、医薬部外品、その他健康関連商品
2. 環境関連商品（役務）又は、施工
オール電化、太陽光発電商品、住宅リフォーム、住宅設備機器、家庭用警報装置、住居・生活に附随した商品、その他生活に関連した環境関連商品（役務）

消費者相談室……お問合せ又は、ご相談先

お問合せ、ご相談、苦情又は、商品についてご不明な点がございましたら、お気軽に下記の健康関連取引適正事業団：消費者相談室まで、お問合せ又は、ご相談下さい。

当事業団は、関係法令並びに、自主行動基準を基に、販売会社等の指導・教育を実施している第三者機関で、業界の秩序、維持並びに、業界全体の改善を目的とした業界団体（事業者団体）です。



健康関連取引適正事業団 消費者相談室 052-910-7001 (全国共通)

毎週 月曜日～土曜日（日祝祭日休）午前9時～午後5時

<http://www.aiweb.or.jp/kttj>